

区民による公益的な活動（地域の居場所提供型）の運営支援及び立ち上げ支援の実施について

区民による公益活動に対する支援機能を強化する取組の一環として、区民公益活動のうち地域の居場所を提供する活動について、次のとおり現状を把握するとともに、運営及び立ち上げの支援を行う。

1 背景・目的

長引く新型コロナウイルス感染症の影響で、区民による公益活動の継続や再開が難しい状況にある。特に、地域において居場所を提供する役割を担ってきた活動については、実施方法の見直し等も求められ、継続や再開が難しい状況となっている。このことによって、地域の人と人とのつながりも希薄となり、地域の区民同士による見守り・支えあいも十分行えない状況が生じており、活動の継続や再開に向けて効果的に支援が行える体制の強化が緊急の課題となっている。

また、令和4年度以降、重層的支援体制を整備しながら地域包括ケアを推進するうえでも支援体制の強化が急がれている。

こうした状況をうけ、区の関係部署や区内の関係機関等との連携や情報共有の体制を構築しながら支援機能を強化し、効果的な支援を行うため、地域において居場所を提供する活動について、実績や専門的なスキルがある事業者等への委託により、現状を把握するとともに、運営や立ち上げの支援を行う。

2 対象

区内において地域課題の解決につながる居場所提供型の公益的な活動を行っている団体・個人もしくは今後活動したいと考えている団体・個人。

<主な活動団体の例>

区内で地域の見守り支えあいや多様な居場所を提供する活動をしている団体（地域の居場所情報一覧掲載団体）等。

3 内容

地域の居場所提供型の活動を行っている団体・個人の活動状況の把握、運営や立ち上げの支援及びネットワークづくり等の支援を行う。主な内容は次のとおり。

- (1) 活動の現状等の把握と共有
- (2) 活動の運営支援（①運営に必要な知識・ノウハウ等に関する情報の提供、②活動事例、支援講座及び資金調達方法などの情報の提供、③効果的な事業実施に向けた助言、相談や伴走型の支援等）

- (3) 活動の立ち上げ支援（①活動の立ち上げに必要な手順、知識・ノウハウ、資金調達方法等に関する情報等の提供、②効果的な立ち上げのための助言、相談や伴走型の支援等）
- (4) 相談・支援窓口の開設
- (5) 支援した団体・個人ごとの状況及び支援内容等の共有

4 委託先

中野区社会福祉協議会

5 実施期間・場所

- (1) 実施期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日
(第3月曜日・日曜日・祝日、年末年始〈12月29日～1月3日〉を除く)
- (2) 場所：中野区社会福祉協議会内または中野区役所ほか区が指定する場所